

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年3月31日（平成28年（行情）諮問第285号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行情）答申第95号）

事件名：特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成27年8月6日及び同月20日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会（以下「本件分科会」という。）の議事録（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年12月17日付け国広情第297号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」ともいう。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 平成27年12月17日付けの行政文書開示で本件分科会の議事録が開示されたが、その議事録で各委員の発言を全て不開示としたのは不当かつ違法である。発言者を特定せず、その意見の内容は法に従って全て開示すべきである。

イ 本件は、一般国道468号（横浜環状南線）（以下「南線」という。）に関する社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録の開示を求めたものであるが、開示されたのは、事業認定庁の担当者名とその発言のみで、各委員の発言は全て不開示として黒塗りにしている。

これは、法の目的として1条に謳われている「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」に真っ向から反する極めて悪質なも

のである。異議申立ての理由としては縷々述べるまでもなく、黒塗りの不開示資料と上記法の目的を対比すれば、誰もが納得できるほど明らかであるが、内容をより具体的にするために詳細を以下に記すこととする。

ウ 異議申立人が請求したのは、本件分科会の議事録のうち、個人情報保護のため不開示とすべき部分を除いた残りの全文についてである。しかるに、開示されたものは、自己紹介による事業認定庁の職名付き氏名及び各委員の氏名（いずれも苗字のみ）で、各委員と事業認定庁担当者（以下「担当者」という。）との議事の内容については全て黒塗りの不開示となっている。

開示請求人が本件開示請求を行ったのは、本件分科会で行われた際の各委員の発言とそれに対する担当者の回答を知るためであり、出席者の個人名などの開示は一切求めていない。会議の内容の開示を求めたのは、住宅密集地の真ん中を縦断して通る南線計画は、大気汚染、騒音、振動、地盤沈下などの甚大な被害が必至であるだけでなく、市民への飲料水等の供給路や汚水幹線と近接して6車線の大型トンネルを掘削するのは、住民、市民の生命、安心、安全な生活を脅かす危険な道路であり、このような深刻かつ重大な問題についてどれだけ真剣な意見のやり取りがされたかを知るためである。しかも、そのやりとりは一方に偏ったものではなく、起業者の意見だけでなく、住民の意見も十分反映されたものでなければならず、このことについても知る必要がある。

黒塗りの不開示部分を見て驚くべきことは、意見のやりとりが起業者の意見のみが取り上げられるという極めて不公平なものになっていることである。というのは、意見のやり取りについては、委員と担当者名のみ記して、内容は全て不開示となっているが、8月6日の公共用地分科会議事録の32頁から39頁にわたり、土地収用管理室長が起業者側の意見として長々と回答している。住民と起業者両方の意見を聞いた上で厳正公正な立場で審査し、認定の可否を決めるべき事業認定庁が、実は、起業者と一体となって事業認定を円滑に行うように努めているとしか思われぬ。

一方、各委員の発言は全て黒塗りとなっているため、内容はよく分からないが、委員の意見に対する担当者の回答内容は各所に出ており、それらから推量すると、各委員は、申請に係る事業である一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）（以下「本件事業」という。）の不当性や危険性、さらには住民への被害等について十分理解した上で厳正公正な意見を述べていることが窺われる。ただ、これは推量にすぎないので、意見の内容を正確に知

るために、不開示部分を是非開示するよう強く求めるものである。

なぜ、委員の発言を全て不開示としたのか不可解であるが、どの委員がどの発言をしたかが明らかになれば自由な意見表明ができなくなるからというのが理由であるかのように述べているが、その場合は、委員名を委員 A、委員 B とすれば済むことであり、理由にならない。本当の理由は、各委員の本件事業に対する意見は正当であるだけでなく、かなり厳しいものであるため、それを開示すれば、本件事業の不当性や危険性が第三者により明らかにされるといふ起業者にとって極めて不利な状況が生まれるおそれがあるからではないか、そのようにでも考えない限り、委員の発言を不開示とした理由は全く信じられない措置である。

なお、各委員の発言の内容が具体的に明らかになれば、中立公正な立場から本件事業がどのように見られているかが分かり、本件事業による公害被害を受ける立場にある開示請求人にとってもそれは重要な情報だからである。

法には、行政文書の開示義務として、その 5 条 1 号で当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならない、としており、委員の発言を全て不開示としたのは、明らかにその条文に違反する。委員の氏名（苗字）が全て開示されているのは、法令により社会資本整備審議会の委員に任命されていることから、法 5 条 1 号の法令の規定により、又は慣行として公にされているものは個人情報保護の対象にならない場合に相当するからと思われるが、もしそうであれば、原処分は重大な法律違反といわなければならない。ただ、その委員がどのような意見を述べたか、その内容を開示すれば、特定の個人の識別が容易になるため、発言内容については不開示としたと主張するかもしれないが、その場合には、上述したように特定個人の識別ができないように委員名を A、B、C・・・とすればよく、これを全部不開示とする理由に全くなならないことは言うまでもない。

(2) 意見書

本件は、平成 27 年 12 月 17 日付けの行政文書開示で本件対象文書が開示されたが、各委員の発言を全て不開示としたのは不当かつ違法である。発言者を特定せず、その意見の内容は法に従って全て開示すべきである旨の請求を行ったものに対する情個審第 39 号平成 28 年 4 月 12 日付け理由説明書等の通知を受領したものである。

以下、意見及び反論を述べる。

理由説明書（第 3）の 2「異議申立人の主張について」の中で、社会

資本整備委員の発言者の氏名が不開示となっているが、本来、国民の代表として委員に任命され本件事業に関する審議がされたわけであり、事業内容から察するに公共性が極めて大であり、当然住民への配慮ある意見もあったと想像される。住民としては、委員の直接の発言内容を知る権利があり、昭和58年6月22日最高裁判所大法廷判決（民集第37巻5号793頁）の趣旨に反するといわざるを得ない。何故なら、委員の意見内容如何では、今後住民の財産権、居住権等に係る問題点に関し考慮すべき内容があったことも思料される。しかしながら、本件分科会の審議内容については、全般的な議事要旨のみの開示となり、住民は財産権、居住権等への判断すべき材料は持ち得ないことになる。

請求人は、審議会の特定個人が何を言ったかが後に支障を来すおそれがあることに配慮して、敢えてA氏、B氏・・・でも差し支えないので、委員の発言を開示して欲しい旨請求したが、これについて拒否される結果となった。

また、不開示の理由としては、理由説明書（第3）の4「収用法に基づく事業の認定に係る事務について」で、収用法20条（事業認定の要件）3号事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることと謳っており、事業認定地域は、宅地造成等規制法3条（宅地造成工事規制区域）で、事業認定地域の造成地（谷埋め盛土）の安全な暮らし、住みよいまちづくりについて公共用地分科会がどのような判断を示したのか知りたいところであるが、事業認定庁の事業要旨からではこれを知ることはできないのである。

理由説明書（第3）の5「原処分に対する諮問庁の考え方について」では、（1）「本件対象文書について」の中で前段部分に『過去、新東京国際空港（成田空港）建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会（公共用地分科会の前身）会長代理宅の爆破といった事件が発生し、・・・』等の文書には、いささか驚いた次第である。確かに、民主国家において審議委員の生命等の安全は保障されなければならないのは当然といえる。しかし、行政は一般的な住民の情報公開行為にも過去の特殊な事例をもって同列に対応する姿勢には甚だ侵害といわざるを得ないところである。

次に、「法5条6号柱書きの該当性について」意見、反論を述べる。

宅地造成等規制法3条（宅地造成工事規制区域）に基づく地震、防災に対する宅地の安全性は十分なのか疑問であり、住民としては生存権等の観点から本件分科会における委員等のありのままの意見で確認する必要があると考えるからである。

不開示の理由として、『個々の事業についての審議を行う公共用地分科会における委員等による意見の表明及び交換並びに判断等（以下「意

見の表明等」という。)は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである。』とあるが、当該住民にとっても機微であるが故に委員の意見表明は重要であり、如何なる意見表明がされたかを知ること、住民の将来に向けた生活設計がされるところであり、これを不開示にされることで、住民は不利益を被ることとなるのは必然といえる。

また、文中に『公共用地分科会は、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成13年6月28日参議院国土交通委員会）において「議事要旨の公開に努めること」とされていることに鑑み、社会資本整備審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）8条3項において準用する同規則7条1項ただし書の規定に基づき、「公共用地分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開する」こととし、本件対象文書は非公開の上、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している。』とあるが、先にも記述したとおり、住民の訴えを特殊事例の法制化に基づき関連法等で網をかけ不開示にすることは妥当であるとは考えにくい。

そして、『公共用地分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、・・・』とあるが、何をもって中立性が損なわれるのか明確であるとはいえない。むしろ、議事録の非公開こそが中立性を損なっているのであり、議事要旨の公開だけでは住民にとって公平な情報とはいえず、財産権や生存権等の保障も担保も何らないといえる。

また、『本件対象文書は非公開の上、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している。』と記述しているが、そもそも本件分科会は2回で終了しており、その結論も出ているのであるから、全てを公表することに何の差し障りがあるのか皆目理解に苦しむところである。請求人は、少なくとも本件分科会進行中に開示を請求しているわけではないことから、委員の率直な意見の交換又は意思決定等に支障を来すはずもないのである。

次に、『本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個々の意見等を捉え、表面的な誤りや矛盾等を指摘し、さらには公平性や客観性についていわれなき非難等をするおそれがある。このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等を委縮させ、公共用地分科会において十分な審議を行うことが困難となる。』との中で、本件分科会での議論の過程で個々の意見を捉えて云々とあるが、そもそも会議そのものを非公開にしているのであるから、議論の過程でそ

のような事象等起こりえないことである。何度も言うが、全てが終了し結論まで出ているものに委員等の自由かつ率直な意見の表明等を萎縮させる等の障害など一切ないと考えるところである。

最後に、文末で『したがって、当該部分は、具体的に法5条6号の該当性について検討した結果、同号柱書きの「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務は又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するため、不開示とすることが妥当であると考え。』の文中、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとするが、これこそ正に諮問庁が本件事業ありきでの事業認定手続を進めてきたことを自ら表明しているもので、社会資本整備審議会及び起業者等への公平性のみが最優先されていることに他ならないと考える。

結論として、異議申立人は、再度「特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録等の一部開示」を請求するものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、国土交通大臣に対し、「横浜環状南線（国道468号）の事業認定に関して社会資本整備審議会（同分科会も含む）で審議した際の全ての議事録」の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成27年8月6日及び同月20日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会（本件分科会）の議事録（本件対象文書）を対象として特定した上で、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対して、本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象文書の全部開示を求めて行われたものである。

2 社会資本整備審議会公共用地分科会について

土地収用法（以下「収用法」という。）25条の2第1項は、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行おうとするに当たって、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない旨を定めている。

社会資本整備審議会は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）8条に規定する合議制の機関として国土交通省設置法（平成11年法律第100号）6条1項の規定に基づき国土交通省に置かれ、さらに、社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）6条1項の規定により、収用法等の規定により社会資本整備審議会の権限に属させられた事項を処理するため、社会資本整備審議会に公共用地分科会が置かれており、収用法に基づく事業の認定の過程で、個人の財産権等に対する制約その他重大な

影響が生ずる可能性がある特定の事業について審議している。

3 収用法に基づく事業の認定に係る事務について

収用法に基づく事業の認定は、本件事業について、起業者（本件においては、国土交通大臣（代理人 関東地方整備局長））の能力、起業地及び事業計画等を検討し、当該事業が高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があることを事業認定庁（本件においては、国土交通大臣）が認定する（事業の認定の要件につき、収用法20条各号参照）ものであり、事業の認定がなされると、当該事業について、起業者に土地等の収用権が付与されることとなる。

事業認定庁が事業の認定に関する処分を行おうとするときは、事業認定庁は、起業地が所在する市町村の長及び都道府県知事に対して事業認定申請書等の写しを送付し、市町村長がこれらの書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供することとされている（収用法24条）。縦覧期間内に、当該事業の認定について利害関係を有する者は、公聴会を開催すべき旨の請求をすること及び意見書を提出することができ、事業認定庁は、公聴会を開催すべき旨の請求があったとき等には、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない（収用法23条）とともに、意見書が提出された場合は、その内容が、事業認定庁が行おうとしている事業の認定に関する処分と相反するものであるときは、あらかじめ社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない（収用法25条の2、上記3）などとされている。

これらの手続を経た上で、収用法20条各号の要件を全て充足すると認めるときは、事業認定庁は、事業の認定を行うことができる。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 本件対象文書について

ア 収用法等による収用手続については、過去、新東京国際空港（成田空港）建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会（公共用地分科会の前身）会長代理宅の爆破といった事件が発生し、また、近年も国土交通省職員、新東京国際空港公団（当時）職員、千葉県職員等に対して、いわゆる過激派による時限発火装置等による放火、襲撃等のテロ事件が発生しているため、公共用地分科会の委員について警察当局及び警備会社による警備を実施するなど、公共用地分科会の運営については、慎重を期しているところであるが、公共用地分科会は、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成13年6月28日参議院国土交通委員会）において「議事要旨の公開に努めること」とされていることに鑑み、社会資本整備

審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）8条3項において準用する同規則7条1項ただし書の規定に基づき、「公共用地分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開する」こととし、本件対象文書は非公開の上、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している。

イ 異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

（2）法5条6号柱書きの該当性について

ア そこで、本件対象文書の開示について、情報公開審査会答申（平成16年度（行情）答申第179号及び同第180号）及び情報公開・個人情報保護審査会答申（平成18年度（行情）答申第203号、平成19年度（行情）答申第61号及び平成21年度（行情）答申第197号）並びに平成27年度（行情）答申第546号及び同第547号）などの過去に判断された例も踏まえつつ、上記3及び4に示した公共用地分科会及び収用法に基づく事業の認定の事務の性格、さらに、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）により社会資本整備審議会への意見聴取が義務付けられたことなども勘案し、個々具体的に検討すると、以下のとおりであると考えます。

イ 本件対象文書に係る本件分科会においては、事業認定庁である国土交通大臣から付議された本件事業について審議を行っており、審議の結果、「収用法20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める」との意見が社会資本整備審議会の議決とされている。

ウ 本件事業に対しては、利害関係を有する者からの認定に反対である旨の意見書が提出されるなど、本件事業に関する様々な利害関係を有する者から強い関心が寄せられているが、このような中、本件分科会は、国土交通大臣が行おうとする具体的な事業の認定に関する処分の妥当性について審議を行っているものであり、政策的事項に対して調査審議を行う他の審議会とは性格を異にし、このような個々の事業についての審議を行う公共用地分科会における委員等による意見の表明及び交換並びに判断等（以下「意見の表明等」という。）は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである。

エ このため、本件分科会の冒頭に、公共用地分科会会長から「率直な意見交換及び意思決定の中立性の確保のために、会議は非公開とし、事業認定告示後に発言者が特定されない議事要旨を公開する」ことに

ついて各委員の意向を確認した上で、審議が進められているものである。以上を踏まえて、原処分で不開示とした部分を確認すると、当該部分は、本件分科会委員等による意見の表明等に係る具体的な発言内容が記載されている。したがって、仮に本件対象文書で不開示情報が記載されている部分を開示することとした場合、委員等の氏名が既に開示されていることから、非公開で審議されている本件分科会において発言した委員が特定され、その発言内容の細部にわたって逐一明らかにされることとなり、その結果、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個々の意見等を捉え、表面的な誤りや矛盾を指摘し、さらには公平性や客観性についていわれなき非難等をするおそれがある。このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等を委縮させ、公共用地分科会において十分な審議を行うことが困難となる。

オ 公共用地分科会における審議が、収用法の規定に基づいて国土交通大臣が行おうとする処分の判断の客観性及び適切さを担保するために必要不可欠な手続であることに鑑みると、本件対象文書のうち、原処分で不開示とした部分は、非公開として取り扱われることを前提として、委員等による意見の表明等がされたものであり、これを公にすることにより、委員等の自由かつ率直な意見等の表明等に影響を与え、中立性、公正性等の確保が求められる事業の認定に係る事務の性質上、収用法に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

カ したがって、当該部分は、具体的に法5条6号の該当性について検討した結果、同号柱書きの「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務は又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するため、不開示とすることが妥当であると考ええる。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由により、本件対象文書の一部について、法5条6号に該当することを理由として不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月31日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月14日 | 審議 |
| ④ 同年5月2日 | 異議申立人から意見書を收受 |

⑤ 同月26日

本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書及び不開示部分について

本件対象文書は、平成27年8月6日及び同月20日に開催された社会資本整備審議会公共用地分科会（第28回及び第29回）（本件分科会）の議事録であり、異議申立人は、原処分により不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件分科会においては、国土交通大臣から付議された本件事業について、非公開で審議されていることが認められ、当該文書には、出席者である公共用地分科会委員、本件事業に係る事業認定庁（国土交通大臣）の職員及び社会資本整備審議会の事務局職員の氏名及び肩書並びに発言者の詳細な発言内容が記載されていることが認められる。

以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の法5条6号柱書き該当性について検討する。

2 本件不開示部分の法5条6号柱書き該当性について

公共用地分科会に対する意見聴取や付議の制度は、収用法等の規定に基づく公共用地の取得に関する事業の認定に関して、事業認定庁の判断の客観性及び適正を担保するために設けられたものである。

公共用地分科会では、こうした事業の認定の前提となる事実関係や判断の妥当性等が検討される場所、そのための審議が制度目的に沿って適正に行われるためには、委員等が自由かつ率直に自己の意見等を表明し、交換し合うことが必要不可欠である。

本件分科会の事案は、国土交通大臣が本件事業の認定をしようとしたのに対し、個人の財産権等に対する制約その他重大な影響が生ずるとして異議がある旨の意見書が提出されたことから、事業認定の妥当性等について審議することになったものであり、このような審議を行う委員等による意見の表明等は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものとならざるを得ない。

こうしたことから非公開で審議された公共用地分科会の委員等の発言内容が、一般公表用の議事要旨とは別に、細部にわたって逐一明らかにされることとなると、当該委員等の氏名が既に開示されていることから、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個別の意見等を捉え、表面的な言辞の不適切さや不正確さ等を指摘し、さらには公平さや客観性につき、個別の委員等に対して、いわれのない非難等をするおそれがあるといえる。

このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等に影響を及ぼしかねず、公共用地分科会の審議が事業の認定の

前提として必要不可欠な手続であることから、当該事業の認定に係る事務の中立性、公正性の確保に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。

したがって、本件対象文書のうち、委員等による意見の表明等に係る部分は、これを公にすると、国の機関が行う収用法等に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

このような観点から、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、個々の委員等による意見の表明等に係る部分であると認められるから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当であると認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、異議申立人は、本件事業の認定により財産権、居住権等に影響が生じることとなる異議申立人は、本件分科会における議論を確認する必要があるなどとして、本件不開示部分を開示すべきであると主張するが、法は、何人も等しく目的を問わず行政文書の開示請求ができることとしており、開示請求の理由や利用目的等の個別事情は、当該行政文書の不開示情報該当性の判断に影響を及ぼすものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子